

# 多摩市みんなの文化芸術条例（解説版）

令和4年4月1日施行

## ～条例名に込めた想い～

「多摩市みんなの文化芸術条例」は、「みんなの」という言葉を入れることで、市民の誰しもが自分のこととして受け止めてほしいとの想いが込められています。また、条例名にひらがなを入れ、やわらかい印象にすることで、子どもにも馴染みやすくし、市民が親しみをもてるようしました。

## <目次>

前文	1
第1条 目的	3
第2条 定義	4
第3条 基本理念	6
第4条 市民の権利及び役割	8
第5条 表現活動の担い手の役割	9
第6条 市の役割	10
第7条 子どもたちのための取組	11
第8条 計画の策定	12
第9条 多摩市文化芸術推進委員会の設置	12
第10条 多摩市立複合文化施設の位置付け	13
第11条 国等との連携	13

# 多摩市みんなの文化芸術条例【解説つき】

## 前文

### <第1段落>

私たちが暮らす多摩市は、多摩ニュータウン開発により整備された街並みと緑あふれる豊かな自然環境を併せ持った調和のとれた街です。代々この街に住んでいる人々と新たに移り住んだ人々が、共に関わり合い、互いにつながりを築き、先人から受け継いだ伝統文化を継承し、また、文化芸術を創出することで、多摩市の文化は形作られてきました。

### <第2段落>

文化芸術は、私たちの心に潤いと安らぎをもたらしてくれるとともに、創造する力を育て、豊かな個性と自己肯定感を育む力を持っており、次代を担う子どもたちの成長に大きく寄与するものです。また、文化芸術に触れることで、感性を豊かにし、共感する心、そして他者を理解する力を養うことができます。さらに、文化芸術を通して、地域を越えて人々とのつながりを築いていくこともできます。

### <第3段落>

このように、文化芸術は、私たちの生活や子どもたちの成長になくてはならないもので、私たちの住む街の活力となるものです。

### <第4段落>

文化芸術の発展には、表現活動を自ら行う者、支える者、普及する者、継承する者及び享受する者が、相互に関係し合うこと、そして誰もが、これらの者になり得ることが大切です。このことに鑑み、私たちは、全ての市民が文化芸術を享受する権利を有し、自らが表現活動の担い手になることができること及び表現活動の担い手及び鑑賞者・享受者への支援を行っていくことが重要であることを確認します。

### <第5段落>

私たちは、これまでの文化芸術を継承すること、そして新しい文化芸術を創造し、さらに発展させることを通して、多摩市に暮らし、多摩市に集う全ての人々が、平和で心豊かに過ごし、生活の質を高めることで、魅力ある地域社会を実現することを目指し、ここに、この条例を制定します。

## 【前文 解説】

前文では、条例制定の背景や文化芸術の必要性、文化芸術の発展に必要とすること、決意を述べています。

### <第1段落>

代々この街に住んでいる人々と多摩ニュータウン開発をきっかけとし移り住んだ人々が、生活をしていく中で共に関わり合い、互いにつながり、伝統文化を継承しながらも新しい文化芸術を創造してきたことが、多摩市の文化芸術の特徴であることを伝えています。

### <第2段落・第3段落>

この条例は、令和2年10月に設置した多摩市文化芸術方針検討委員会の議論を基に条文を作成しています。委員会は、新型コロナウイルス感染症が日本だけでなく世界に拡大している中で行われました。人々はマスクの着用やソーシャルディスタンスを求められ、人と人のつながりや社会的なつながりが制限されました。その中でも文化芸術活動が不要不急であるとの声もあり、委員会では、市民にとっての「文化芸術の必要性」を改めて見直しました。文化芸術が私たち自身や私たちの生活になぜ必要であるかを考え、文化芸術がもつ力、もたらす効果としてまとめ、伝えています。

### <第4段落>

- ①表現活動を自ら行う人
- ②表現活動の実現を支える人
- ③表現活動を多くの人々に普及・継承していく人
- ④表現活動を鑑賞・享受し、受け止め記憶に残していく人

それぞれが、単独で存在するのではなく、つながっていることを表現しています。お互いに関わり合い連携を深めると同時に、誰もが時には鑑賞者や享受する側になり、ある時には表現活動を行うなど、様々な立場になって関わっていくことが大切です。

だからこそ私たちは、いつでも①～④の立場になり得る権利があることを知り、そして表現活動の担い手や鑑賞者・享受者への支援を行っていくことが重要であることを確認しています。

### <第5段落>

文化芸術を継承し、創造し、発展させることで、市民が平和で心豊かに過ごし、魅力ある地域社会を実現することを目指すという決意を表しています。

# 第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、多摩市（以下「市」という。）の区域における文化及び芸術（以下「文化芸術」という。）の振興に関し、基本的な事項を定め、市民の権利及び役割並びに市の役割を明らかにすることで、市民の創造性及び豊かな感性を育むとともに、市民が心豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## 【目的 解説】

この条例では、文化芸術の振興に関する基本的事項を定め、市民の権利や役割、市の役割を明らかにすることで、

- ①市民の創造性及び豊かな感性を育むこと
  - ②市民が心豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与すること
- の2点を目的としています。

これらを目的とした背景として、文化芸術の振興を通して、市民が心を潤し、創造性や豊かな個性・感性を育み、他者を理解する力を養うという「人づくり」に重点を置き、市民が心豊かに暮らせる「まちづくり」に繋げていくべきという議論がありました。

また、この条項では、市民と市の役割を定めることで、市だけでなく市民も主体となって取り組むことを伝えています。



## 第2条 定義

(定義)

第2条 この条例において、「市民」とは、多摩市自治基本条例（平成16年多摩市条例第1号）第3条第2号に規定する市民をいう。

2 この条例において、「表現活動の担い手」とは、市民であって次の各号のいずれかに掲げるものをいう。

- (1) 職業としているか及び活動の形態を問わず、文化芸術に係る有形又は無形の創造・表現活動を自ら行うもの
- (2) 創造・表現活動を支えるもの
- (3) 創造・表現活動並びに伝統文化及び文化財の継承及び普及に取り組むもの

3 この条例において、「鑑賞者・享受者」とは、市民であるかを問わず、文化芸術に係る表現活動を受け止めるものをいう。

### 【定義 解説】

この条例に規定されている用語について、その意義を明確にするため、定義を設けています。

#### <第1項>

「市民」とは、多摩市自治基本条例第3条第2号に規定されている市民と同義であり、市内に居住する者・働く者・学ぶ者、市内で事業を営む者、活動する団体や個人をいいます。

#### <第2項>

文化芸術の振興において、下記の要件を満たすものを「表現活動の担い手」とし、3つに分類し定義しました。

- (1) プロかアマチュアかを問わず、また表現活動の動機や活動形態に関わらず、創造・表現活動を自ら行う市民

(例) 演出家や演者・画家・作曲家などのアーティストとして活躍しているプロ、また趣味で演劇や陶芸などを行っている方など。子どもに絵本を読み聞かせている保護者なども含まれます

(2) 創造・表現活動を実現させるために支える市民

(例) 舞台芸術の音響や照明を行うスタッフ、美術館等の学芸員、文化施設等の運営に関わるスタッフなど

(3) 創造・表現活動や伝統文化、文化財を多くの人々や次代に伝える市民

(例) 市民に郷土文化を伝える講座や展示を行う学芸員やそれを支援する市民、多摩のめかい（竹籠）や郷土芸能の粉屋踊りを伝承する市民、気軽に参加・体験できる文化芸術講座等を開催する市民など

«(1)～(3)を「表現活動の担い手」と定義した理由»

主体的に表現活動をする人だけでは、表現活動は発展していません。様々な表現活動を継続的に実施していくためには、表現の現場で実現を支える協力者や支える人たちがいて、そういうた表現を多くの人々や次代に伝え共有していくことに取り組む人たちも必要です。つまり、(1)～(3)の全ての立場である表現活動の担い手がいることこそが重要であることを伝えています。

<第3項>

「鑑賞者・享受者」とは、市民や市内を訪れている人で、文化芸術を観たり聴いたりし、表現活動を受け止める人をいいます。よって、鑑賞者・享受者は市民に限定されるものではありません。

第2項「表現活動の担い手」が行う表現活動は、鑑賞し受け止める「鑑賞者・享受者」がいて、はじめて成り立ちます。また、「鑑賞者・享受者」が文化芸術に興味をもち、表現者や支え手に立場を変え「表現活動の担い手」になっていくこともできます。よって、鑑賞者・享受者は、文化芸術の振興に不可欠な存在であることを伝えています。

## 第3条 基本理念

(基本理念)

第3条 文化芸術の振興に当たっては、性別、国籍、職業、障害の有無、経済状況等にかかわらず、乳幼児から高齢者までのあらゆる市民について文化芸術に関与し、又は参加し、及びこれを創造・表現し、又は鑑賞・享受する権利が保障されるとともに、文化芸術を通して相互に理解し、及び尊重することができる地域社会の実現が図られることが考慮されなければならない。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、表現活動の担い手による活動の自主性、創造性及び多様性が尊重されなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、表現活動の担い手による活動への支援が図られなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、次代の表現活動の担い手の育成が図られなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、先人から受け継がれた伝統文化及び文化財が継承されるとともに、継続的に文化芸術が創造される環境の整備が図られなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、鑑賞者・享受者の増加が図られなければならない。
- 7 文化芸術の振興に当たっては、市の区域の内外を問わず、様々な人及び団体の連携が促進されるとともに、過去から現在までの間に営まれてきた活動及び創り出されたものが、未来にわたり有機的に結びつき、発展していく社会環境づくりが図られなければならない。
- 8 文化芸術の振興に当たっては、市民の文化芸術活動が充実するための取組の推進を図り、もって生活の質の向上及び市民自身による文化芸術の発展に寄与するものでなければならない。

### 【基本理念 解説】

#### <第1項>

生まれたばかりの新生児から高齢者までの、例外なくすべての市民において、文化芸術を享受する権利が保障されていることや、いつでも自主的に表現活動の担い手になることができることを定めています。そして、文化芸術を通して、市民や表現活動の担い手がお互いの立場を理解し合い、尊重することができる地域社会の実現が図られることを定めています。

## <第2項>

表現活動は、他者からの押しつけや行政の干渉のない状況において、個々の自由な発想や行動に基づき行われることで、豊かな内容に発展していくものです。そこで、表現活動を行う者の自主性・創造性及び多様性が尊重されることを定めています。

## <第3項>

文化芸術を振興するためには、新たな表現活動が生まれ、また、多種多様な表現活動が継続的に行われていかなければなりません。そこで、表現活動の担い手による活動への支援が図られることを定めています。

## <第4項>

文化芸術を振興するためには、次代へとつなげて継続していくことが重要です。そのために、表現活動の担い手を育てていく必要があります。よって、前項に定めている活動への支援のみならず、次代の表現活動の担い手の育成を同時にやっていくことを定めています。

## <第5項>

多摩市らしい文化芸術を振興させていくためには、新しい文化芸術が創造されていくことのみならず、先人から受け継がれた伝統文化や文化財が継承されるとともに、継承された伝統文化等が時代に応じて形を変えながらつながっていくことが大切です。それらのことを実現しうる環境の整備を図っていくことが重要であるとし、基本理念として定めています。

## <第6項>

表現活動は、受け止める鑑賞者・享受者がいて、はじめて成り立つことから、それらの人を増やしていくことが重要であるとし、基本理念として定めています。

## <第7項>

文化芸術には、地域の活力を創出し、自治の基盤をつくっていく力があります。文化芸術を振興するためには、多種多様な創造・表現活動を継続的に行わなければなりません。地域で様々な人や団体の連携が促進され、また、過去から未来に向けて活動やものが有機的に結びつき発展していく環境づくりが重要であるとし、基本理念として定めています。

## <第8項>

文化芸術を振興するためには、表現活動が個々の自由な発想や行動により創造・表現され、かつ市民が自主的に行うことができる土壌が大切となってきます。そのために、市民の文化芸術活動が充実するための取り組みを推進し、そ

の結果、市民の生活の向上や市民文化芸術の発展につながることが重要であるとし、基本理念として定めています。

## 第4条 市民の権利及び役割

(市民の権利及び役割)

第4条 市民は、自ら文化芸術を享受し、及び表現活動の担い手として活動する権利を有する。

2 市民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、表現活動の担い手及びその活動について理解し、尊重するよう努めるものとする。

### 【市民の権利及び役割 解説】

市民の自由活発な行動を促したい意図から、市民の役割だけでなく、市民が文化芸術を享受する権利を明記しています。

#### <第1項>

市民には、自分の意思で文化芸術活動を受け止め楽しむことや、個々の自由な発想・行動により創造することや表現することのいずれの権利があることを明記しています。

#### <第2項>

市民は、文化芸術の振興に寄与する活動や担い手について理解し、尊重することが求められています。市民の理解を得ることで、表現活動の担い手の立場が安定し、表現活動が行いやすくなり、文化芸術の振興につながっていきます。



## 第5条 表現活動の担い手の役割

(表現活動の担い手の役割)

第5条 表現活動の担い手は、文化芸術の継承及び発展のため、地域社会の一員として、市民及び地域社会に根ざした活動に取り組むよう努めるものとする。

2 表現活動の担い手は、正当な理由なく、その文化芸術活動において、人の尊厳を害し、又は人権を侵害してはならない。

### 【表現活動の担い手の役割 解説】

#### <第1項>

市民は、表現活動において、個々の自由な発想や行動により創造・表現する権利があります。しかし、表現活動の担い手には、文化芸術の継承や発展のために、自身のための活動だけでなく、広く市民や地域社会を意識し他者に向け貢献することを念頭に置き、表現活動に取り組むように努めることを求めています。

#### <第2項>

表現活動の担い手は、時に思想や主張を表現することがあり、その際に意図する、しないにかかわらず、人の尊厳を傷つけ、または人権を侵すことが想定されます。よって、表現活動の担い手は、表現活動を行う上で、人の尊厳を害し、又は人権を侵害することに対し充分に配慮する必要があることから、本条例で定める目的を踏まえ、強く自制を求めています。



## **第6条 市の役割**

### (市の役割)

第6条 市は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

- 2 市は、表現活動の担い手が自主的かつ創造的に多様な文化芸術活動を行い、及び文化芸術の継承又は普及をしていくことができる環境の整備を行うための施策を実施するものとする。
- 3 市は、市民及び市の区域を訪れる者が日常的に文化芸術に親しめる機会を提供するとともに、鑑賞者・享受者を増やす施策を実施するものとする。
- 4 市は、広く市民と連携し、文化芸術の振興を図らなければならない。
- 5 市は、公正かつ中立な立場で、表現の自由の保障に努めるものとする。
- 6 市は、文化芸術の振興のため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### **【市の役割 解説】**

市は、市の文化芸術の振興及び市民の表現活動の支援を行うため、下記の通り第1項～第6項を定めています。

#### **<第1項>**

市では、これまで文化芸術全体の計画が存在していなかったことから、ここで市の役割として定めています。総合的とは、横断的、包括的、重層的、持続的であることを指します。

#### **<第2項>**

文化芸術の振興には表現活動の担い手が不可欠です。表現活動の担い手が育つためには、文化芸術活動が行いやすい環境が最も重要であると考え、環境の整備を行うための施策の実施を定めています。

#### **<第3項>**

第3条第6項の通り、鑑賞者・享受者の増加が図られる必要があります。そのためには日常的に文化芸術に親しめる機会があることが最も重要であり、それ以外にも増やすための施策の実施をすることを定めています。

#### **<第4項>**

創造・表現活動を行い、また享受するのは市民であり、行政だけでは文化芸術の振興は成し得ません。よって、市は、広く市民と連携し、文化芸術の振興を図っていきます。

## <第5項>

市は、文化芸術の礎である表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重します。よって、市は公正かつ中立な立場で、表現の自由の保障に努めることを定めました。

## <第6項>

市は、継続的に文化芸術の振興を行うための環境を整備する等の施策を進めるため、財政上の対応を検討していくことを定めています。

# 第7条 子どもたちのための取組

(子どもたちのための取組)

第7条 市は、次代を担う子どもたちが乳幼児期から身近に文化芸術に触れることで、文化芸術に対する理解を深め、豊かな人間性を育むことができるよう、文化芸術活動に参加する権利の保障に努めるとともに、次に掲げる取組を市民と協力し推進するものとする。

- (1) 子どもたちが乳幼児期から日常的に文化芸術に触れることができる機会の確保に努めること。
- (2) 成長期における子どもたちの豊かな創造力、思考力等を養うために、経済状況及び家庭環境を問わず、児童期及び青年期において、子どもたちが質の高い文化芸術を鑑賞し、又は体験する機会の確保に努めること。

## 【子どもたちのための取組 解説】

### <第1項>

文化芸術に関心のある市民や次代の表現活動の担い手を増やしていくためには、乳幼児から日常的に文化芸術に触れ、「楽しい、面白い、感動した」という経験を重ね、文化芸術に関わりながら成長していくことが大切です。そうすることで、心が豊かになり、文化芸術を感性でとらえられるようになります。

そのために、第1号では自らの意思で文化芸術活動に参加することが難しい乳幼児を含む子どもに対して機会を確保することを明記しました。第2号では人格形成期である児童期から青年期の子どもたちに、豊かな創造力や思考力を養うための質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保することが大切であり、市民（教育機関や団体等含む）と協力し、例外なくすべての子どもたちのための取組を推進することを明記しました。

多摩市らしい文化芸術振興として「子どもたち」に焦点をあてたことは本条例の特徴となります。

## 第8条 計画の策定

(計画の策定)

第8条 市は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ中長期的な視点に基づき計画的に推進するため、文化芸術の振興に係る計画を策定するものとする。

### 【計画の策定 解説】

第6条（市の役割）第1項に定めた「文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進」を行っていくため、計画を策定し、それに基づき文化芸術施策を推進することを定めています。

## 第9条 多摩市文化芸術推進委員会の設置

(多摩市文化芸術推進委員会の設置)

第9条 市は、前条の計画の推進及び同条の施策の評価を行うため、多摩市文化芸術推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置するものとする。

2 推進委員会は、市の区域における文化芸術活動について知見又は経験を有する市民、文化芸術について知見を有する専門家その他の者で構成するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、推進委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

### 【多摩市文化芸術推進委員会の設置 解説】

<第1項>

市では、第8条で定めた計画の策定を令和6年度末までに行い、策定の翌年度より計画の実施を開始する予定です。第9条は、計画の進捗状況と各施策の評価を行うために多摩市文化芸術推進委員会（以下、推進委員会という。）の設置を定めています。

<第2項>

推進委員会は、文化芸術に関する専門的な知識をもって議論を進めることを要します。よって、構成委員は多摩市の文化芸術活動に詳しい又は経験を有する市民、文化芸術の専門家（学識経験者）を必須とし、必要に応じて他の委員をもって構成することを定めています。

## 第10条 多摩市立複合文化施設の位置付け

(多摩市立複合文化施設の位置付け)

第10条 多摩市立複合文化施設（多摩市立複合文化施設条例（昭和61年多摩市条例第48号）第1条に規定する多摩市立複合文化施設をいう。）は、市の区域内の他の文化施設、市民活動施設又は教育機関と連携し、地域の文化芸術活動の拠点施設として、多様な人々が集まり、交流し、にぎわうみんなの広場となるとともに、文化芸術の振興ひいては地域経済の活性化に寄与する施設として活用されなければならない。

### 【多摩市立複合文化施設の位置付け 解説】

多摩市の特徴として、「多摩市立複合文化施設」が文化芸術振興の中心的役割を果たす拠点施設であることを改めて確認するために明記しました。

これまで、多摩市立複合文化施設と他の文化施設や市民活動施設、教育機関との関係が特段示されていなかったため、複合文化施設を中心に多摩市の関係機関が連携することで市内の文化芸術の基盤を作っていくことを明示しました。また、文化芸術の振興ひいては地域経済への活性化に寄与する施設として、人づくりに重点を置きながらもまちづくりにつながるよう活用されていくことを定めました。

## 第11条 国等との連携

(国等との連携)

第11条 市は、国及び他の地方公共団体と連携し、文化芸術の振興を図るよう努めるものとする。

### 【国等との連携 解説】

#### <第1項>

文化芸術の活動は、多摩市域で完結するものではなく、社会や人の流れの影響を受けます。また、文化芸術振興は多摩市だけでは十分に推進することはできません。よって、国や東京都、近隣市、その他の地方公共団体と情報共有や施策の推進等において連携する必要があります。そこで、国や他の地方公共団体との連携について定めました。

メモ欄

**【問い合わせ】**

多摩市役所文化・生涯学習推進課

住所：多摩市関戸 6-12-1

電話：042-338-6882

FAX：042-371-3711